

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日(月) 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 11名
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤徹
4番 小林平仁 5番 三本友子 6番 齋藤義夫
7番 関谷常夫 8番 三沢孝喜 9番 高橋行雄
10番 小杉義光 11番 櫻井政志
4. 欠席委員 1名 山田久栄
5. 議事日程
 日程第1 会議録署名委員の指名について
 日程第2 報告1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について
 報告2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
 日程第3 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について
 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
 議第4号 農用地利用集積計画の決定について
 議第5号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
6. 農業委員会事務局職員
 局長 北村保 次長 伴内美和 係長 菰澤亜紀子
7. 会議の概要
 (午後3時 開会)

 議 長 ただ今から、令和5年11月の農業委員会総会を開会します。
 (関谷会長) 本日は、欠席委員1名、山田委員より報告がありました。現在の出席委員は、11名でございます。よって、総会は、成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので、意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。
 はじめに、会議録署名委員の指名でございますが、議席番号1番 齋藤高央委員と、2番 渡邊和明委員の2名にお願いします。

議 長 報告に入ります。「報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。
(関谷会長)

事務局 1 番から 3 番まで関連していますので、一括して説明します。
(伴内次長) 申請地目は畑、面積 1 2 1 m²です。転用目的は庭敷地です。隣接する住宅は昭和 50 年に建築済みで、申請地と一体的に利用したいことから届出が提出されました。
市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議 長 報告に入ります。「報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。
(関谷会長)

事務局 1 番、申請地目は畑、面積 1 7 0 m²です。転用目的は集合住宅建築敷地です。権利種別は売買による所有権移転です。
(伴内次長) 2 番、申請地目は田、面積 1 6 8 m²です。転用目的は住宅建築敷地です。権利種別は売買による所有権移転です。
1 番 2 番とも市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議 長 議事に入ります。
(関谷会長) 「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」上程します。説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により、廣瀬委員は当該議案の審議終了まで退席をお願いします。
(廣瀬委員 退席)

「議第 1 号」について、事務局より説明願います。

事務局 「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」説明
(菰澤係長) します。

1 番、農地法 3 条による賃貸借です。申請地は畑、面積は 1028 m²です。果樹栽培をしたい新規就農者の方です。双方の話がまとまり、農地を借りて耕作することになりました。

2 番、申請地は田、他 1 筆、面積合計は 855 m²です。譲渡人は農地を相続しましたが、市外に在住しており耕作が難しく、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

3 番、申請地は畑、他 1 筆、面積合計は 383 m²です。譲渡人は農地の管理に困っており整理を希望しています。譲受人は農家ではありませんが、以前から周辺の農家の手伝いをしています。農地は譲受人の自宅に隣接しており、今後も野菜を耕作するというので、譲渡人と話がまとまり農地を取得するものです。

4 番、申請地は畑、他 1 筆、面積合計は 495 m²です。譲渡人は農地を相続しましたが、県外在住で耕作が難しく、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

5 番から 42 番まで、一連の所有権移転となりますので、一括して説明します。

譲渡人は 30 名、147 筆、合計面積 53,100.31 m²です。譲受人は 1 名、農地法 3 条による所有権移転です。この案件につきましては、個人で取得する農地が広大なことや、約 10 年間の予定で一帯の農地を整備しながら、耕作を行うという、大規模工事を伴うことなどから、農地部会を開催し審査を行いました。審議結果については農地部長より報告していただきます。

43、44 番は、関連しているため、併せて説明します。

43 番 申請地は畑、他 1 筆、面積合計は 2,084 m²です。

44 番・申請地は田、他 8 筆、面積合計は 10,542 m²です。

譲渡人は農地を相続しましたが、耕作が難しく、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

これらの申請については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。2 番について、地区担当委員の鈴木委員より
(関谷会長) 補足説明をお願いします。

鈴木委員	譲渡人は、市外在住で農地の耕作や管理ができないこと、農地が譲受人の自宅前にあることで話がまとまりました。譲受人は家族ぐるみで意欲的に農業を営んでおり、今後も規模拡大を図るとのことです。説明は以上です。
議 長 (関谷会長)	続いて、3 番について、地区担当委員の星野委員より補足説明をお願いします。
星野委員	譲渡人は管理が大変ということでした。譲受人の方は今も野菜作りをしており、今後も自宅に隣接している農地を取得して野菜作りを続けるということで、問題はないと思います。
議 長 (関谷会長)	続いて、4 番について、地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。
平井委員	譲渡人は県外にお住まいで農地の管理が難しく、地区の農家組合長に相談し、譲受人の農家をお願いしたいということで話がまとまりました。
議 長 (関谷会長)	5 番から 42 番については、農地部長から説明してもらいますので、先に、43 番、44 番について、地区担当委員の齋藤義夫委員から補足説明をお願いします。
齋藤委員	譲受人はまだ若い方で、農地を購入し拡大してやっていきたい思いがあり、譲渡人は耕作が困難になっているということで話がまとまりました。
議 長 (関谷会長)	それでは、5 番から 42 番について、農地部長から説明してもらいます。この件につきましては、個人の農地法 3 条の所有権移転ではありますが、 ・個人で取得する農地が広大なこと ・約 10 年間をかけ、一帯の農地を耕作しやすいよう大区画の整備工事を行うこと 以上の理由により、農地部会を開催し審議することといたしました。審議の結果について、櫻井農地部長から報告願います。
櫻井農地部長	5 番から 42 番の農地法 3 条にかかる所有権移転については、10 月 25 日、農地部会を開催し、現地確認を行い、農地取得される本人から説明および質疑応答、その後、審議いたしました。 ご本人からは、田んぼを整備し、生産性の向上や耕作放棄地の解消、土地

保全による多面的機能が発揮されるなど、地域の貢献をしていきたいということ。これからの作付け、生産計画、農業従事労働力について資料の提示。また、整備事業が公共残土の盛土として利用できることなど、説明がありました。

各委員からは、農地法第3条の合法性、事業の実現性、継続性、地域との調整などについて質問を行いました。

審議においては、地元の同意を得ていること、また、この地域の農地が整備されることは、農地の秩序化や耕作放棄地の解消など、期待される案件であること。一方で、公共残土を入れた農地整備や、耕作を続けながら、約10年の長期の整備計画であることなど、不確定要素もあることなど、意見がありました。

農地部会としては、農業委員会として農地パトロールなどで確認していくことや、農地整備の計画遂行について、地元と覚書など取り交わすよう助言するということで、承認するという結論に至りました。

地元への助言については、地域の担当委員であり、担い手でもある廣瀬委員からも、調整を図っていただくようお願いしたいと思います。

説明は以上です。

議 長
(関谷会長) 事務局、地区担当委員、農地部長の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

小林平仁委員 計画はかなり長期になりますが、排水・水路はどうなっていますか。農業委員会での話でないかもしれないが、国有地の処理についてはどうなっていますか。

事務局
(伴内次長) 水路や道路など法定外公共物の話と思います。現在は国から市へ管理が移り、申請者が対価を払って市から取得し、農地の一部として使用する段取りになります。水路については、現状の水路がそのまま使えるので続けて使用し、全期の工事終了後、改めて敷設し直すと聞いています。

小林平仁委員 水路は、後で水路として届け出されるのか、それとも個人の農地内の所有ということか。

事務局
(伴内次長) 個人の農地の一部を水路や農業用道路等への転用ということになると思いますが、自らが使用するものであれば転用許可は不要になります。ただし周辺の農地に影響がないように、委員会としても注視していくというこ

とでお願いしたいと思います。

議 長 ほかにありますか。それでは質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 1 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認め、原案のとおり決定します。それでは、退席された委員の関係案件が終了しましたので、廣瀬 委員は入室をお願いします。

（廣瀬委員 入室）

ただ今、議第 1 号について議決を得たところでありますが、5 番から 42 番の、農地法第 3 条の所有権移転の地域については、農地パトロールや委員の皆さんからも注視していただきたいと思います。

また、約 10 年の長期間の農地整備ということもあり、農業委員会としては、不測の事態に備えて、地元との覚書などを交わしておいたらどうかということで、これについては、地区担当でもある廣瀬委員から地元の方々へお伝えいただきたいと思います。廣瀬委員、よろしくお願いします。

うまくいけば優良なモデルケースになると思いますので、皆さんからも意識しながらパトロールなどよろしくお願いします。

議 長 続いて「議第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 申請地目は畑、面積 8 9 m²です。申請人は相続により取得した土地を調査していたところ作業所として使用している宅地の一部が農地地目であることが判明したものです。建物は昭和 4 3 年に建築され 5 0 年以上使用されています。住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第 3 種農地と判断されます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1 番について、地区担当委員の櫻井委員より補足説明をお願いします。

櫻井委員 当時の所有の方は亡くなっており、相続したご本人も知らず、この度、調べたところ状況が判明し、届出することになりました。問題はないかと思っていますのでよろしくお願いします。以上です。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 つづいて「議第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」
(関谷会長) 上程します。事務局より説明願います。

事務局 1 番は前段の議第 2 号と一連の案件です。
(伴内次長) 申請地目は畑、面積 1 2 5 m²です。譲受人の父は、譲渡人の父の同意を得て昭和 43 年に申請地に作業所建築しました。議第 2 号の自己所有の申請地と議題 3 号譲り渡し人の父所有地の 2 筆にまたがり作業所を建築し、現在に至ります。このたび贈与という形で話がまとまり、土地を調査していたところ農地地目であることがわかり転用許可申請が提出されました。当申請地も第 3 種農地と判断されます。

2 番、申請地目は田、面積 5 1 1 m²です。転用目的は近隣工事における現場工事事務所の設置及び駐車場で、必要な期間令和 6 年 7 月 31 日までの一時転用です。権利種別は使用貸借権の設定です。申請地は農用地区域内の農地ですが、立地基準としては、他に適当な場所が無く、一時的な利用である場合には転用が認められています。地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されており、周辺の農地に与える影響はないものと考えられます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1 番について、地区担当委員の櫻井委員より
(関谷会長) 補足説明をお願いします。

櫻井委員 先程ほど前段の議案で説明させていただいた案件と同じでございます。問題ないと考えます。ご承認のほどよろしく願いいたします。

議 長 2 番について、地区担当委員の渡邊委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

渡邊委員 工事のための一時転用であり、農家組合としても問題ないとのことです。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第3号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明願います。
(関谷会長)

事務局 はじめに農用地利用集積計画による所有権移転について説明します。

(菰澤係長) 1番、申請地は田、他1筆、面積合計は9,616㎡です。

譲渡人、譲受人の双方の希望で、両者の話し合いが付き、農地の所有権移転をするものです。

2、3番は関連の農地で併せて説明します。

2番、申請地は田、他4筆、面積合計は4,046㎡、

3番、申請地は畑、他5筆 面積合計は5,584㎡です。

譲受人が農地を相続しましたが、市外在住であり耕作は難しく、双方の話し合いが付き、農地の所有権移転をするものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法の効率的かつ安定的な農業経営の進める観点から適切であると考えます。

続いて、農用地利用集積計画一括方式について説明します。

申請の4件、すべて、新規の利用権設定で、合計面積は、12,043㎡です。農地中間管理事業である、新潟県農林公社による集積一括方式による利用権の設定になります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化法の要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 1番について地区担当委員の三本一男委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

三本一男委員 譲渡人の農地の委託を受けていた方へ話がありましたが、まとまらず、譲受人を紹介され、譲受人は年配の方ですが後継者もしっかりしており、話がまとまりました。

議 長 2、3 番について、地区担当委員の池田委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

池田委員 譲渡人は 2、3 番の相続人です。相続人は市外に住んでおり農地の管理ができないため整理を希望しています。譲受人は、それぞれ農地を委託されていた方で、今後についても譲渡人が従来通り耕作していくとのことですので問題ないと思います。

議 長 事務局、補足説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 4 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 つづいて「議第 5 号農用地利用集積等促進計画に関する意見」について
(関谷会長) を上程します。事務局より説明願います。

事務局 申請は 2 件、移転の申し出、合計面積は、17,639 m²です。
(菰澤係長) 新潟県農林公社から受け手の変更があったため、移転をするものです。促進計画の作成にあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から農業委員会の意見が求められています。
農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 5 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

本日の日程は全て終了いたしました。
以上で、令和 5 年 11 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 45 分 閉会)

